

この一冊で安心!

いま注目の「民事信託」が“強み”になる!!

税理士「民事信託」
入門書!

相続・事業承継に強くなる!

事例でわかる 税理士のための民事信託

～「いつ・何を・どのように」がスラスラ頭に入る!～



👍 「民事信託」の基本がわかり、実践にも使える税理士向け「民事信託」入門書!

👍 信託の取扱いについて、経験豊富な税理士による解説で実務を完全サポート!

著者 / 菅野真美 (税理士)

A5判・160頁

定価 本体2,300円+税

この1冊でできること!

👍 「民事信託」を行う際のポイントがわかる!

「民事信託」の基礎知識から、関連する法律知識や信託組成にあたっての留意点等をイラスト入りでわかりやすく解説。

👍 ストーリー形式の解説で、信託の手続きスケジュールが把握できる!

信託設定時から設定後のスケジュールに沿って、税理士に必要な「いつ・何を・どのように」の手続きを丁寧に解説。必要書類や申告書の書き方・記入例もあわせて掲載。

クライアントや他士業からの
相談対応に自信がもて、
「民事信託」に対応できる!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

スケジュール

日付	出来事	登記 手続名	受託者(春子)	税務会計手続名	受託者 他
4月1日	信託契約締結(太郎-春子) 高橋の相続継承	信託登記	開始後登記簿 5/1の起算 開始		
7月25日	太郎の死亡 受益者太郎-秋子変更	受益者変更登記			
8月31日					
11月29日				太郎等確定申告書提出 (秋子-春子-冬子) 青色申告承認申請 (秋子)	
12月31日	第1期末				
1月31日				第1期信託の計算書提出 第1期信託の報告書提出 受益者秋子へ	
3月15日				秋子確定申告書提出 (秋子)	
5月25日				太郎等確定申告書提出 (秋子-春子-冬子)	
7月1日	信託内輸入				
12月31日	第2期末				
1月31日				第2期信託の計算書提出 第2期信託の報告書提出 受益者秋子へ	
3月15日				秋子確定申告書提出 (秋子)	
6月30日	秋子の死亡-相続終了				
7月31日	信託財産-春子に帰属				
10月31日				秋子等確定申告書提出 (春子-冬子) 青色申告承認申請 (春子)	
12月31日	第3期末				
1月15日				第3期信託の計算書提出	
3月15日				春子確定申告書提出 (春子-冬子)	
4月30日				秋子等確定申告書提出 (春子-冬子)	

し、令和4年1月31日に高橋春子住所地の所轄税務署に提出しました。

- (4) 信託に関する受益者別(委託者別) 調査(令和4年7月31日提出)
令和4年6月30日に鈴木秋子が死亡し、信託が終了したことから、帰属権利者高橋春子が相続税の納税義務者となります。そこで、信託に関する受益者別(委託者別) 調査を、令和4年7月31日までに高橋春子住所地の所轄税務署に提出する必要があります。なお、受益者の欄については、調査提出原因が信託の終了で、相続税の納税義務者となるのが帰属権利者であることから、「受益者」を「帰属権利者」と書き直し、帰属権利者高橋春子の氏名や住所を記載しました。信託財産の価額は令和4年6月30期の貸借対照表の「信託元本」の価額を記載しました。

住所(住所)	△△区○○○1-2-3	高橋 春子
氏名	高橋 春子	省時
住所	△△区○○○1-2-3	省時
生年月日		
性別		
所得		
資産		
負債		
所得		
資産		
負債		
所得		
資産		
負債		

申告書の書き方・記入例について、作業スケジュールに沿って「いつ・何を・どのように」を解説!

1 信託スキームのプレゼンテーション

ある昼下がり、鈴木太郎さんへ、信託スキームのプレゼンテーションのために山田税理士がやってきました。リビングには、太郎と秋子と春子がいいます。

- 太郎 先生、今日はどうもおいでいただきありがとうございます。
- 山田 こんにちは。今日は鈴木さんのご相談について、解決方法の提案に伺いました。
- 太郎 よろしくお願します。
- 山田 ところで冬子さんは?
- 太郎 冬子は、いまは九州にいます。この前、家族の今後について話したいから来ないかと電話したら、「私、忙しいから家族会議にはいけないわ。これからは転勤がありそうだからお父さんやお母さんの面倒はみれないわ。お姉さん(春子)に頼んどいてよ。でも子供の塾とか教育費が大変で生活が苦しいから助けてね。」と書かれた。あいかわらず、自分のことしか考えない子だから。
- 山田 そうですか。これはご家族の今後にとって大事なお話ですので、鈴木さんの方からいずれ、冬子さんにもお話ししてくださいね。
- 太郎 わかりました。では、先生お願します。
- 山田 はい。まず鈴木さんのご要望を整理されますと、太郎さんの相続があった場合の心配事は秋子さんのことです。生活や介護や医療のためにはお金が必要です。太郎さんはサラリーマンをした経験がないので、年金は国民年金だけです。それでは生活を営むのが非常に厳しいです。生活費の財源として考えられるのが、鈴木ハウスの賃料収入です。今は、太郎さんが賃貸管理はすべて太郎さんがやっていっ

目次

- 第1章 プロローグ
- 第2章 太郎さんの希望を叶える方法を考える
 - 1 成年後見制度
 - 2 遺言
 - 3 配偶者居住権
- 第3章 信託の基本的「き」を学ぶ
 - 1 信託法
 - 2 信託税制
 - 3 鈴木太郎さんの願いを叶えるための方法
- 第4章 信託のスキームを説明する
 - 1 信託スキームのプレゼンテーション
 - 2 顧問先への説明のポイント
- 第5章 信託を作る
 - 1 遺言信託にするか 遺言代用信託にするか
 - 2 信託契約書案を深めていく
 - 3 信託に詳しい専門家のサポートは必要か
 - 4 信託口座、信託内借入はほんとうにできるのか?
- 第6章 信託を運営する
 - 1 スケジュールング
 - 2 信託の会計と仕訳
- 3 受益者の税務と不動産所得の決算書
- 4 太郎と秋子の相続税申告
- 5 受託者の税務 (法定調書の作成)
- 第7章 そして、事件は起こった
 - 1 冬子ごとになりこんできた
 - 2 遺留分の侵害請求とは
 - 3 信託の場合の遺留分減殺請求は
 - 4 遺留分減殺請求の判決
- 第8章 エンディング
 - 1 委託者の希望の実現最大化≠残された家族の幸せの最大化

詳細・お申し込みはこちら → 第一法規 税理士民事信託 検索

申込書 (第一法規刊) 相続・事業承継に強くなる! 事例でわかる 税理士のための民事信託 ~「いつ・何を・どのように」がスラスラ頭に入る!~ 申込部数 部

●定価2,530円(本体2,300円) [コード068585]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。
◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現金到着後請求書により支払います。
*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が
1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税
※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者にて現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

〒 _____ 年 月 日

ご住所 _____

事務所名 _____ □公用 □私用

フリガナ _____

ご氏名 _____ 様 ① TEL _____ E-mail _____ ②

お客様の個人情報の取扱いについて お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。
■宛先 〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17 第一法規株式会社 FAX.0120-302-640

書店印 税理士民事信託 (068585) 2019.12 SA